

○国土交通省告示第二十二号

成田国際空港株式会社から成田国際空港の施設変更許可申請があつたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第三十八条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十一日

国土交通大臣 石井 啓一

- 一 申請者の氏名及び住所 成田国際空港株式会社 千葉県成田市古込字古込一番地一
 - 二 空港の名称及び位置 成田国際空港 千葉県成田市
 - 三 変更しようとする事項（変更前の事項については、平成二十六年国土交通省告示第五百四十六号及び平成二十八年国土交通省告示第二百八十三号を参照）
 - イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
 - ロ 空港の総面積 千七百一十五千五百五十八平方メートル
 - ハ 誘導路
 - ニ エプロン
- 延長 三万五千八百二十五メートル
- 面積 二百九十四万七千七百四十二平方メートル

四 変更しようとする事項に係る施設の供用開始の予定期日 平成三十四年一月三十一日

(注) 空港の範囲を示す詳細図を千葉県庁、成田市役所、多古町役場、芝山町役場及び東京航空局成田空港事務所において縦覧に供する。

別図 成田国際空港

